



届出

■西東京市民カードの破損などによる引き替え

西東京市民カードで8けたの番号が金色で左3けたが010・011であるものは、生分解性プラスチック（水や炭酸ガスなどに分解し、自然に還元する）カードです。このカードは、弾力性が弱く割れやすいとの指摘を受けています。破損などを確認したときは、引き替えますのでお持ちください。

□必要書類 ①認め印 ②破損した西東京市民カード ③来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証[※]）
※代理人による申請の場合は、代理人選任届（本人自筆）が必要です。
◆市民課 田（☎460-9820）
保（☎438-4020）

税

■軽自動車税の納付

平成22年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日^{（土）}に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡された場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払戻しはありません。
◆市民税課 田（☎460-9826）

国保・年金

■国民健康保険加入者向け温泉センター割引利用券を配布

東京都国民健康保険団体連合会と契約をした温泉センターの割引券を配布します。

リフレッシュなどにご利用ください（右表参照）。

対国民健康保険に加入している方
□利用期間 4月1日～平成23年3月31日（年末年始の休館日は、直接施設にご確認ください）。

□割引利用券 保険年金課（田無庁舎2階）、市民課（保谷庁舎1階）、

出張所で配布。

□温泉センター

檜原温泉センター「数馬の湯」
（☎042-598-6789）

営業時間など
午前10時～午後8時
（土・日曜日、祝日は午後9時まで）
受付：営業終了時間の1時間前まで
定休日：月曜日（祝日の場合は翌日）

料金
（終日）大人：800円→400円
子ども：400円→200円
※別途入湯税（12歳以上1人につき50円）が必要。

奥多摩温泉「もえぎの湯」
（☎0428-82-7770）

営業時間など
午前9時30分～午後8時
（7月～9月は午後9時30分、
12月～3月は午後7時まで）
受付：営業終了時間の1時間前まで
定休日：月曜日（祝日の場合は翌日）

料金
（2時間）大人：700円→400円
子ども：400円→200円
※別途入湯税（12歳以上1人につき50円）が必要。

秋川溪谷「瀬音の湯」
（☎042-595-2614）

営業時間など
午前10時～午後10時
受付：営業終了時間の1時間前まで
定休日：3・6・9・12月の第2水曜日

料金
（3時間）大人：800円→600円
子ども：400円→200円

生涯青春の湯「つるつる温泉」
（☎042-597-1126）

営業時間など
午前10時～午後8時
受付：営業終了時間の1時間前まで
定休日：火曜日（祝日の場合は翌日）

料金
（3時間）大人：800円→600円
子ども：400円→200円

問東京都国民健康保険団体連合会
（☎03-6238-0150）

◆保険年金課 田（☎460-9821）



■学生納付特例、若年者納付猶予制度のご利用を

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

■子ども手当が始まります■

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子どもを養育している親などに支給する制度です。

□支給対象 0歳～中学校修了までのお子さん

□手当額 月額1万3,000円
（1人につき）

□支給月 6月、10月、2月
（前月分まで支給）

※児童手当を受けていた方

平成22年3月分の児童手当を西東京市で受給しており、新中学1年生までのお子さんのみいる方は申請の必要はありません。

ただし、新たに対象となる新中

学2・3年生のお子さんがある方は申請が必要です。

※児童手当を受給していなかった方
所得制限により、児童手当を受給していなかった方は申請が必要です。

4月中旬に案内および申請書を送付します。

※9月30日^{（木）}（消印有効）までに提出された場合は、4月分から支給します。

◆子育て支援課 田（☎460-9840）

ん。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合には、「学生納付特例」の申請をすることにより保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合には、障害基礎年金などを受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

田保険年金課（田無庁舎2階）、市民課（保谷庁舎1階）

◆保険年金課 田（☎460-9825）

福祉

■障害福祉サービスなどに係る利用者負担の軽減措置

4月から市町村民税非課税世帯の障害者および障害児の保護者につき、障害福祉サービス、障害児施設支援、補装具に係る利用者負担が無料となります（療養介護、医療型の障害児施設支援は対象外）。

また、地域生活支援事業（移動支援・生活サポート・日中一時支援・地域活動支援センター・日常生活用具）、住宅改善費の利用者負担も同様となります。

なお、この軽減措置により利用者負担が変更となる方で、次のサービスを利用している方には、4月上旬に軽減措置後の受給者証などの通知をお送りしています。

①障害福祉サービスおよび障害児施設支援

②地域生活支援事業のうち、移動支援・生活サポート・日中一時支援・地域活動支援センター

◆障害福祉課 保（☎438-4034）

商工・農業

■特別対策運転資金の融資あっせんの申込期間の延長

受付期間が平成21年11月～3月までの特別対策運転資金融資あっせん制度を引き続き延長し、中小企業者を支援します。

対中小企業者および農業経営者

□要件 ①市内に1年以上住所および事業所があり、同一事業を市内で1年以上継続していること

②最近3か月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が昨年の同期に比べ3%以上減少していること[※]

□融資資金 運転資金（設備資金は対象となりません）

□融資限度額 ①500万円（緊急対策を利用していない場合）

②300万円（緊急対策を利用している場合）

□償還方法 元金均等月賦償還

□償還期間 5年以内（据置期間6か月）

□利息・信用保証料 全額補助

□受付 平成23年3月31日まで・産業振興課（保谷庁舎3階）

※市のほかの中小企業事業資金融資あっせん制度と重複して借り入れることができます。ただし、昨年1月～3月まで実施した緊急対策を利用している場合は、融資限度額は300万円になります。

融資決定までには時間がかかりますので、お早めに申請してください。

◆産業振興課 保（☎438-4041）

環境

■飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成制度

飼い主のいない猫に関する苦情・相談が増えています。これらの猫たちは飼い猫が捨てられて繁殖し、増えたものです。

市ではこうした不幸な猫の数を減らし、問題や被害を防ぐため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

対市内在住・在勤・在学者または団体で市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

□助成限度額

不妊手術（メス）1万円まで

去勢手術（オス）5,000円まで

（対象は不妊・去勢手術のみ。その他の処置などは申請者負担）。

□助成条件

①市が指定する動物病院で手術を受けさせ、不妊・去勢済みであることが外見から判断できる措置（耳カット）へ同意できること。

②猫の餌場の清掃、ふん尿処理など地域住民への理解を得られるよう努めること。

田4月1日^{（木）}から環境保全課へ（先着順）

※予算に限りがあります。事前に電話でご相談ください。

詳細は、案内、または市田をご覧ください。

◆環境保全課（☎438-4042）

スポーツ

■スポーツ振興事業補助金の補助金額の改定

平成22年度から市内のスポーツ振興の一層の拡充を目的として、補助金額の改定を行いました。

市内在住の方、または団体（市外のスポーツクラブなどで活動している場合は対象外）が市または市内の所属団体などを代表して、次の各種競技大会に出場する場合、経費の一部を補助します。

対国際大会、国・地方自治体などが主催、もしくは共催する全国大会。または関東大会などで、地方大会などの結果として出場権を得た大会。

□受付 スポーツ振興課（保谷庁舎3階）

※詳細は、お問い合わせを。

◆スポーツ振興課 保（☎438-4081）